

職場における創意工夫表彰候補者募集等要綱

一般社団法人埼玉県発明協会

(目的)

第1条 この要綱は、職場における創意工夫表彰候補者の募集に関して定める。

(表彰対象)

第2条 職場における創意工夫表彰規程に定めるほか、次の各号に該当する者を表彰対象とする。

- (1) 原則として、経営者及び管理者以外の者で、工場、事業所における職長、班長、工員、作業員、運搬員、配達員などの地位にある者であって、優れた創意工夫によって職域における技術の改善向上に貢献した個人又はグループとする。ただし、中小企業において職制が明瞭でない場合には、経営者以外であれば対象とする。また小規模企業（従業員20名以下）の場合は、経営者も対象とする。
- (2) 同一企業に継続して5年以上勤務している者であること。
- (3) 学歴は、原則として高等学校以下であること。ただし、短大、高等専門学校及び文科系大学卒業者は対象とする。また就業中に夜間の大学（理工系）を卒業した者についても対象とする。
- (4) 人格に著しい欠陥のない者であること。
- (5) 5年以内に本表彰を受けていない者であること。
- (6) グループの場合は、3名以内であること。
- (7) 表彰年度の4月1日現在において、職場における地位の変更により対象外となることが見込まれる者又は退職予定の者でないこと。

(推薦)

第3条 表彰候補者を雇用する会社、工場、事業所の代表者は、推薦書及び調査表各1部を提出するものとする。

推薦書及び調査表の様式は、その都度、会長が定める。

2 同一会社からの推薦は3件以内とする。

(募集期間)

第4条 職場における創意工夫表彰候補者の募集期間は、その都度、会長が定める。

附則 この要綱は、平成26年3月26日から適用する。